

令和8年度 岡谷市史編さん委員会 活動内容及び予定

令和8年度は、令和9年度以降に予定する執筆及び編集が円滑に進めることができるよう、大局的な事項を決定してまいります。

1. 協議、決定する事項

(1) 概略決定する事項

- ① 工程
- ② 全体構成
- ③ 目次
- ④ 執筆要領
- ⑤ レイアウト案

(2) (1)を踏まえ詳細決定する事項

- ① 細目次
- ② 原稿の完成イメージ(サンプル原稿)

2. 事務局から報告する事項

- (1) 資料収集、提供の状況
- (2) 補足調査の状況
- (3) 専門職員による研修

3. 進め方

4月から事務局と委託業者により原案を協議・作成し、案を編さん委員会に諮ってまいります。原案がまとまり次第協議をお願いしますが、会議は3回程度を予定しております。また、必要に応じて資料配布による審議をお願いする場合があります。

● 令和8年度会議予定

- | | |
|-----------|---------|
| 第1回編さん委員会 | 7月～ 8月 |
| 第2回編さん委員会 | 11月～12月 |
| 第3回編さん委員会 | 2月～ 3月 |

岡谷市指定文化財について

1. 指定する文化財

新倉十五社 「面」 1 式

・新倉十五社「面」 1 1 面

・獅子頭 1 面

2. 指定の経過

令和2年4月に新倉区文化財保護を担当する役員より新倉の面を市指定の文化財に指定したいとの要望があり、令和2年5月の岡谷市文化財保護審議会で審議及び視察を行った。審議会には昭和26年3月と令和元年10月に面の学術調査が行われている報告書を審議した結果、江戸時代に作成された面であり、現存する面で数少ない貴重なものと判断した。

3. 告示日

令和7年4月7日

新倉十五社神社の面・獅子頭

No.	名称	種類	材質	彩色仕上げ	法量 (mm)			年代	銘	備考
					面長	面幅	面厚 最大厚			
1	鬼神面	鬼神面	桧製	胡粉に朱漆 彩	198	148	71	85	不明	伝
2	鬼神面	鬼神面	桧製	胡粉に朱漆 彩	195	141	59	73	不明	阿。顎から頬と鼻下に植毛痕あり。 割れたのを接着。顎が欠損。
3	鬼神面	鬼神面	桧製	胡粉に緑 彩？	199	143	60	70	不明	阿。割れたのを接着（裏を金具で止める）。
4	男神面	男面	桧製	(剥落)	199	134	61	79	不明	鼻下・顎に髭を描く。面紐（麻か）が残る。 鼻頂部を接着した痕跡
5	女神面	女神面	桧製	胡粉に白彩 色	196	144	64	68	不明	鼻頂部が欠損 紙で裏貼り
6	火吹面	ひよっとこ面	桧製	胡粉に白彩 色	208	150	83	83	不明	面紐（麻か）が残る。
7	お福面	女面	桧製	胡粉に肌彩 色	199	143	66	69	不明	額から鼻頂部にかけて胡粉が剥げる。 紙で裏貼り。
8	恵比寿面	恵比寿面	桐製か	胡粉に茶彩 色	191	157	57	63	不明	眉・髭を墨描き。目孔を後で拡張？
9	火吹面	ひよっとこ面	桧製	胡粉に肌彩 色	181	134	60	68	不明	眉・鼻毛を墨描き。

10 お亀面	女面	桧製	胡粉に濃肌 彩色	183	140	56	64	不明	右頬に接着した痕あり。
11 狐面	狐面	桧製	胡粉に白彩 色	199	106	43	119	不明	上顎が外れる（残部あり）。下顎は釣り顎（欠失）。
12 獅子頭	獅子頭	桧製	朱漆塗り	261	287	230	353	不明	幌付。

新倉十五社神社の面



1 鬼神面



2 鬼神面



3 鬼神面

新倉十五社神社の面



4 男神面



5 女神面



6 火吹面

新倉十五社神社の面



7 お福面



8 恵比寿面



9 火吹面

新倉十五社神社の面



10 お亀面



11 狐面



12 獅子頭

新倉十五社神社の面



新倉十五社神社の面



面箱 蓋裏の墨書



袷収納箱 蓋裏の墨書

岡谷市指定文化財について

1. 指定する文化財

指定有形民俗文化財

諏訪蚕糸学校野球部関連資料 1式

・台湾遠征試合球	4点
・甲子園試合球	3点
・バット	1点
・台湾遠征全勝トロフィー	1点
・第16回全国中等学校優勝野球大会 準優勝盾	1点
・激励文	3点
合計	13点

2. 指定の経過

本資料は、令和4年、令和5年に一般社団法人岡谷工業高等学校同窓会から本市へ寄贈された資料約2,750点のうちの一部である。寄贈の際、同法人から文化財指定の趣意書が提出され、岡谷市文化財保護審議会は令和5年5月から令和8年1月にかけて、調査を行った。

諏訪蚕糸学校野球部は、昭和4年、5年においては、国内はもとより、海外でも著しい戦績を残すなど、黄金期を迎えることができたが、これは、当時の本市製糸業を中心とする産業界の経済力が、住民生活の変化を生じさせた一つの象徴ともいえるべきものである。上記1式は、昭和4年、5年の台湾遠征、全国中等学校野球大会において使用されたものであることから、歴史的事実を今に伝えるものであるため、市文化財として保存していく。

3. 告示日

令和8年4月10日（予定）

諏訪蚕糸学校野球部資料指定候補リスト

	資料名	資料年代年月日	内容等	指定候補とする理由
1	遠征試合球	昭和5(1930)年1月5日	台湾遠征試合球 対嘉義農林戦 甲子園歴史館貸出展示中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため。嘉義農林学校は翌年の昭和6年甲子園大会で初出場し準優勝した台湾の強豪校である。
2	遠征試合球	昭和5(1930)年1月4日	台湾遠征試合球 対台南一中学戦 蚕糸博物館保管中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため
3	遠征試合球	昭和5(1930)年1月11日	台湾遠征試合球 対台北一中学戦 甲子園歴史館貸出展示中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため
4	遠征試合球	昭和5(1930)年1月7日	台湾遠征試合球 対高雄中学戦 蚕糸博物館保管中	台湾遠征の試合に使用されたことが明記されているため
5	バット	大正13年-昭和10年の表記	昭和4,5年甲子園出場 甲子園歴史館貸出展示中	使用期間が表記されている。昭和4・5年の甲子園大会出場時に使用されたものであるため
6	全勝 トロフィー	昭和5(1930)年1月12日	台湾遠征全勝優勝 トロフィー 甲子園歴史館貸出展示中	台湾遠征での全勝を証明するもの。優勝であることが明記されている。
7	準優勝盾	昭和5(1930)年8月20日	甲子園大会 蚕糸博物館展示中	昭和5年の甲子園大会準優勝を証明するもののため
8	激励文	昭和4(1929)年8月7日	中村百太郎(後援会)⇒諏訪蚕糸野球部 (手紙内容) 甲子園では目的達成のため十二分の力を出せ。岡田コーチに連絡済み	中村百太郎(中村製糸所経営)は野球部後援会幹部。 製糸会社が支援をしていたことを証明するもの。製糸会社の経営者がただ資金を寄付していただけでなく、甲子園での活躍を願っていたことを示すもの
9	激励文	昭和4(1929)年8月11日	吉田佐文治(後援会長)⇒甲子園出場選手 (手紙内容) 資金調達中で出発が遅れている。甲子園で全力を尽くせ	吉田佐文治は製糸会社・吉田館経営。第3代野球部後援会長。 製糸会社が支援をしていたことを証明するもの。製糸会社の経営者がただ資金を寄付していただけでなく、甲子園での活躍を願っていたことを示すもの
10	激励文	昭和4(1929)年8月13日	吉田佐文治(後援会長)⇒甲子園出場選手 (手紙内容) 諏訪蚕糸野球部ノ興廢ハ高松トノ対戦ニアリ 各員の努力を望む	製糸会社が支援をしていたことを証明するもの。製糸会社の経営者がただ資金を寄付していただけでなく、甲子園での活躍を願っていたことを示すもの

追加分

11	甲子園試合球	昭和5(1930)年8月15日	対八戸中学(現青森県立八戸高校)戦勝利球	第16回全国中等学校優勝野球大会2回戦/甲子園日付が明記されているため
12	甲子園試合球	昭和5(1930)年8月18日	対松山商業(現愛媛県立松山商業高校)戦勝利球 蚕糸博物館展示中	第16回全国中等学校優勝野球大会準々決勝/同日付が明記されているため
13	甲子園試合球	昭和5(1930)年8月19日	対平安中学(現龍谷大平安高校・京都)戦勝利球	第16回全国中等学校優勝大会準決勝/同日付が明記されているため

諏訪蚕糸学校野球部関連資料指定候補 (所有者 岡谷市)

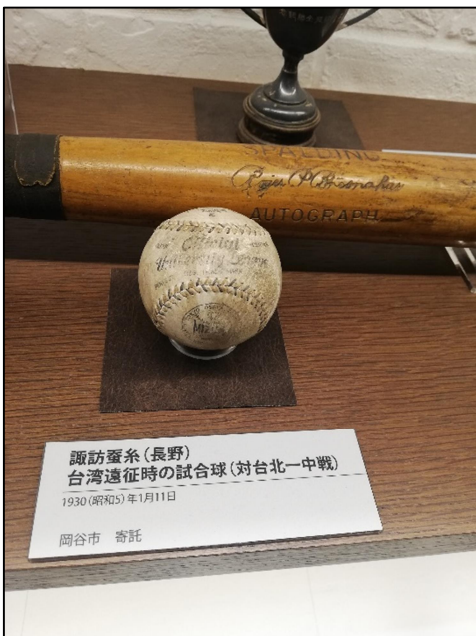


1 遠征試合球

甲子園歴史館展示中

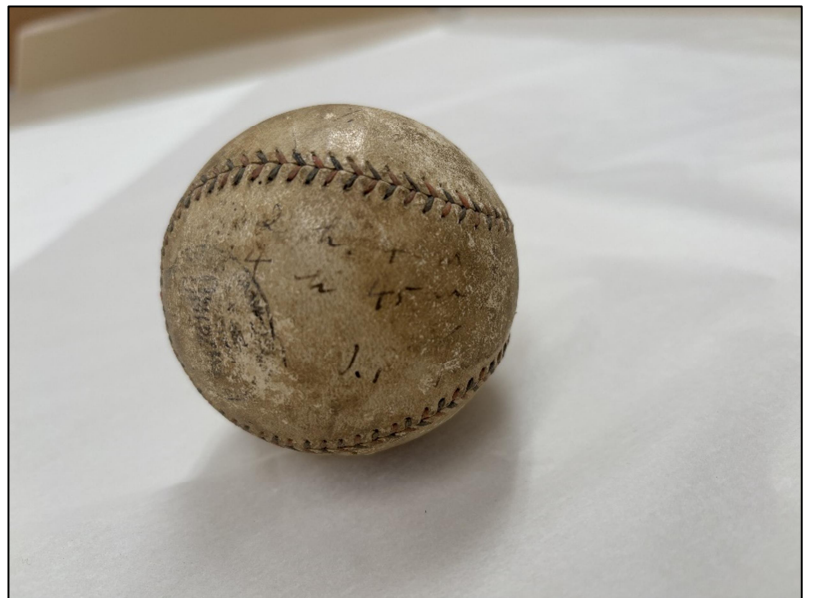


2 遠征試合球



3 遠征試合球

甲子園歴史館展示中



4 遠征試合球



5 バット

甲子園歴史館展示中



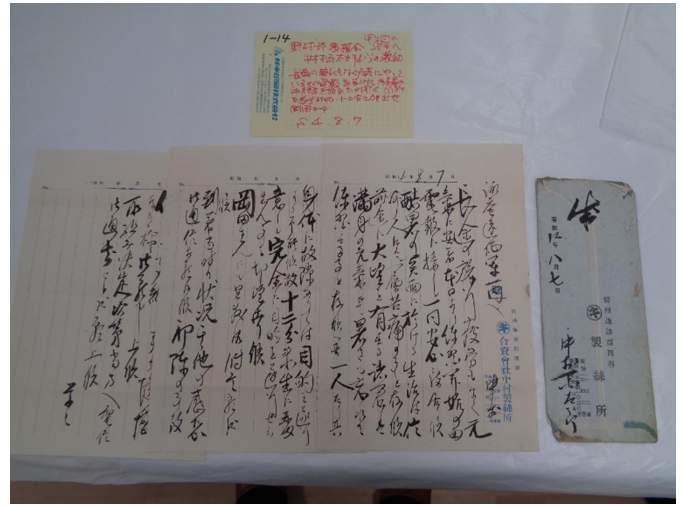
6 全勝トロフィー

甲子園歴史館展示中

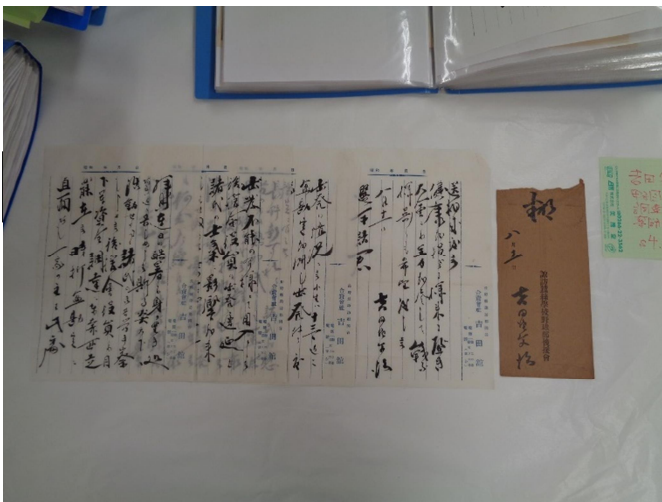


7 準優勝盾

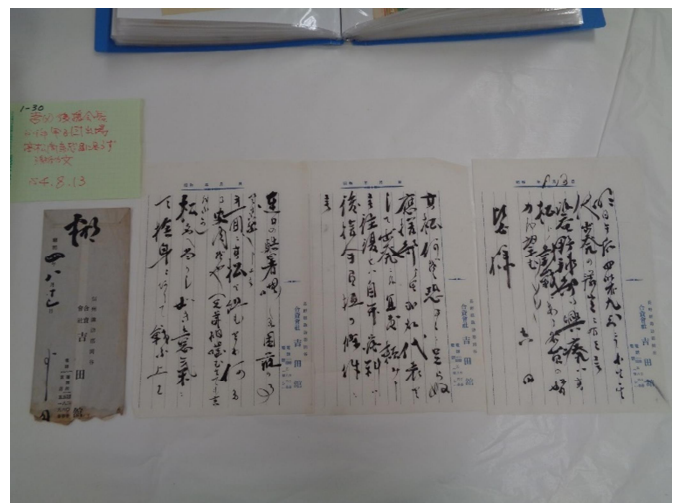
岡谷蚕糸博物館展示中



8 激励文



9 激励文



10 激励文

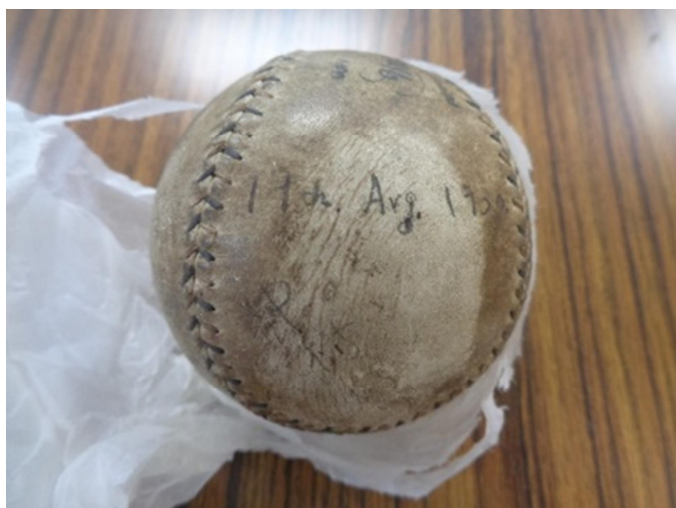
追加分



11 甲子園試合球



12 甲子園試合球



13 甲子園試合球